

障害者活躍推進計画（石川県議会事務局）

機関名	石川県議会事務局
任命権者	石川県議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
石川県議会事務局における障害者雇用に関する課題	石川県議会事務局は、職員総数が40人程度の小規模な機関であり、独自の採用を行っていない。 小規模な機関のため、障害者に個別に対応できることから、組織的な体制整備は特段行ってこなかったが、障害者である職員が在籍する場合には、当該職員が、特性や状況に応じて、その能力を発揮して活躍できるような職場環境づくりに取り組む必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	石川県議会事務局は、令和元年5月27日付けで、石川県知事部局との間で特例認定承認を受けているため、実雇用率の目標は、本県知事部局と同じとなる。 なお、障害者である職員の在籍状況については、本人からの申し出や人事評価面談、自己申告書等において把握する。 【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.90％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	障害者である職員が在籍する場合には、不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）人事評価面談や自己申告書等を元に、障害者である職員の定着状況を把握・進捗管理。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	障害者である職員が在籍する場合には、当該職員へアンケートを実施し、満足度等に関するデータを収集・分析し、雇用管理に反映する。 （評価方法）障害者である職員に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制	○障害者雇用推進者として議会事務局次長を選任する。 ○障害者である職員が在籍する場合には、障害者職業生活相談員の選

整備	任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、議会事務局内に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、石川労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的に実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。